

京都市告示第 3 5 5 号

昭和 6 2 年 3 月 3 1 日京都市告示第 2 8 1 号（道路法に基づく道路区域の変更及び供用開始等）及び昭和 6 3 年 3 月 3 1 日京都市告示第 2 3 8 号（道路法に基づく道路区域の変更及び供用開始等）の一部を次のように改めます。

令和元年 1 0 月 3 日

京都市長 門 川 大 作

1 昭和 6 2 年 3 月 3 1 日京都市告示第 2 8 1 号

表中

「

太秦 緯 7 号線	右京区太秦京ノ道町 25 番地地先から	旧	152.00	4.5 ~ 6.00
	同町 27 番地の 2 地先まで	新	97.30	5.00 ~ 7.00

」

を

「

太秦 緯 7 号線	右京区太秦京ノ道町 25 番地地先から	旧	152.00	4.5 ~ 6.00
	同町 27 番地の 2 地先まで	新	110.80	5.00 ~ 7.00

」

に,

「

宇多野 緯 56 号線	右京区宇多野御屋敷町 14 番地地先から	旧	854.50	2.0 ~ 4.5
	同区鳴滝西嵯峨園町 1 番地の 2 地先まで	新	640.70	3.10 ~ 17.60

」

を

「

宇多野 緯 56 号線	右京区宇多野御屋敷町 14 番地地先から	旧	854.50	2.0 ~ 4.5
	同区鳴滝西嵯峨園町 1 番地の 2 地先まで	新	636.40	3.10 ~ 17.60

」

に、

「

花園 緯376号線	右京区鳴滝嵯峨園町22番地の1地先から	旧	282.00	4.20 ~ 7.62
	同区常盤草木町18番地の1地先まで	新	293.40	4.20 ~ 6.15

」

を

「

花園 緯376号線	右京区鳴滝嵯峨園町22番地の1地先から	旧	282.00	4.20 ~ 7.62
	同区常盤草木町18番地の1地先まで	新	279.90	4.20 ~ 6.15

」

に改めます。

## 2 昭和63年3月31日京都市告示第238号

表中

「

太秦 経132号線	右京区太秦京ノ道町27番地の2地先から	旧	123.00	2.60 ~ 6.10
	同町27番地の1地先まで	新	123.00	2.73 ~ 6.09

」

を

「

太秦 経132号線	右京区太秦京ノ道町27番地の2地先から	旧	123.00	2.60 ~ 6.10
	同町27番地の1地先まで	新	127.30	2.73 ~ 6.09

」

に改めます。

(建設局土木管理部道路明示課)